

公益財団法人日本生態系協会 ご寄付に関する税金優遇措置について

当協会は、公益財団法人(特定公益増進法人に該当)の認定を受けています。

このため、当協会へのご寄付は、所得税、法人税、相続税、一部自治体の個人住民税について、税制上の優遇措置の対象となります。

1 所得税及び個人住民税について

所得税 に関しては、寄付金控除として「所得控除」か「税額控除」※のどちらかをご選択いただけます。

確定申告の際には、当協会が発行した領収書を添付してください。

※ 税額控除については、令和3年(2021年)9月1日以降の寄付・会費納入が対象となります。

所得控除

寄付金の合計額 - 2,000円 が、所得金額から控除されます。

$$(所得金額 - (寄付金合計額 - 2,000円)) \times 各自の税率 = 控除後の税額$$

税額控除

(寄付金合計額 - 2,000円) × 40% の額が、直接、税額から控除されます。

$$税額 - ((寄付金合計額 - 2,000円) \times 40\%) = 控除後の税額$$

- ・税金優遇措置の対象となるのは、寄付合計額がその年の総所得金額の40%までの場合です。
- ・税額控除の場合、控除額はその年の所得税額の25%が上限です。
- ・一般的には税額控除のほうが還付額が大きくなりますが、所得と寄付金の額によっては、所得控除のほうが還付額が大きくなる場合があります。

個人住民税 については、当協会へのご寄付が条例指定対象寄付金に指定されている都道府県・市区町村にお住まいの方は、確定申告の手続きをすれば自動的に、個人住民税の寄付金控除の対象となります。(東京都、東京都豊島区は該当)

2 法人税について

当協会は特定公益増進法人ですので、当協会への寄付は、一般の寄付による損金算入限度額とは別枠で、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入することができます。

確定申告の際には、当協会が発行した領収書を添付してください。

3 相続税について

相続財産をご寄付いただく場合、寄付財産に対する相続税が非課税となります。

相続税の申告期間内に、当協会が発行した「寄付受領証明書」と「公益法人証明書」を税務署に提出してください。

— お問い合わせ —

ニホンセイタイケイキョウカイ
(公財)日本生態系協会 総務部

tel. 03-5951-0244 fax. 03-5951-2974

head_office@ecosys.or.jp

税金優遇措置に関するご相談は、お近くの税務署・税務相談室にお問い合わせください

